

平成 26 年 2 月 12 日

お客様各位

**出港前報告制度の導入に関するお知らせ**

平素より弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

平成 24 年 3 月の関税定率法の一部改正に伴い、テロ対策等における国際的な物流セキュリティ強化を目的として、本年 3 月 10 日午前 0 時(日本時間)より出港前報告制度が導入されることが決まりました。これにより日本向けコンテナ貨物に対し、船舶が積出地を出港する 24 時間前までに、船積み情報を電子報告することが義務づけられることになりました。

つきましては、下記情報を積み地側にてご報告いただきます様、荷送人様(Shipper 様)にご周知賜りたくお願い申し上げます。法令順守及びお客様への遅滞ない貨物お引渡しのため、ご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

なお今回の制度導入に伴い、現地側において船会社への書類カット日の前倒しが予想されます。期限までに必要情報をご提供頂けない場合や、HBL と船社BLの情報が一致しない場合は、積載不可と判定される可能性もございますので、予めご諒承頂けますようお願い申し上げます。

記

1. Shipper, Consignee, Notify Party  
会社名  
フルアドレス  
郵便番号  
電話番号
2. 貨物明細 (商品の詳細、商品名、危険品の場合は IMDG クラス、UN No. など)  
受理不可品名につきましては、下記 NACCS センタ-掲示版をご参照下さい。  
<http://www.naccscenter.com/files/00065757/annex09j.pdf>
3. HS Code (代表的な商品の HS Code 6 桁レベル)
4. 備考
  - 罰則として報告期限までに報告がなされない場合は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が規定されております。また報告義務に関する違反があった場合は、船積みが出来ない又は積荷を下ろせない可能性がございます。
  - 今回の制度導入に伴い、船会社より新たな費用が課金される可能性がございます(一部船社において、新チャージ(北米航路における AMS 同様の費用)の導入を検討しております)。
  - 出港前報告制度に関する詳細につきましては、下記ホームページをご参照願います。  
NACCS ホームページ (<http://www.naccscenter.com/afr/indexj.html>)

以上